主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件上告理由は末尾添附の上告理由と題する書面の如くであつて、之れに対する判断は次の通りである。

上告理由について。

上告は、原判決が法令に違背したことを理由とするときに限り、之れを為すことができるのである。しかるに論旨は、結局原判決の事実誤認を非難することに歸着するから、適法な上告理由とならない。なお上告人は、原審に提出しなかつた新らしい証拠を提出して、原審の事実誤認を立証しようとしているが、事実審理を行わない當裁判所は、かような新証拠について、審理判断をすることはできないものである。よつて民事訴訟法第四〇一条、第九五条、第八九条により、主文の通り判決する。以上は当小法廷裁判官全員一致の意見である。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長 名	i III	太 -	- 眺
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	穂	積	重	遠